

資料3

令和4年福島県沖地震グループ補助金 Q&A

【令和4年5月23日現在】

〈グループ補助金を活用される中小企業等事業者のみなさまへ〉

- 私有財産については、天災が原因であっても自費復旧が原則とされていますが、本事業は地域経済・雇用の早期回復を図ることを目的として、特例的に措置されたものです。
- 税金を財源とする補助金の執行に当たっては、必要な事務手続きや各種の制限がありますので、そのことを十分に御理解の上、御活用いただきますようお願いいたします。

※ グループ認定は、補助金のお支払いを約束するものではありませんので、ご注意願います。
※ グループ認定後に提出いただく補助金の交付申請書で、個別の復旧事業の内容が補助の対象となるかどうかについて審査を行います。なお、交付決定を受けた補助金についても、事業完了後の検査で補助対象外経費が含まれていた場合など、必ずしも交付決定額の満額が支払われるわけではありませ
るので、ご注意願います。

(例) ・復興事業計画書や交付申請書などの作成や、添付書類の提出が必要です。

・経理書類を整理していただいた上で、事業完了後に検査を実施します。

・本事業により整備した施設、設備等を処分する際には、事前に知事の承認が必要となります。

(処分とは、譲渡、交換、貸し付け、担保に供すること、取り壊すこと又は補助金等の目的に反して使用することをいいます。)

- 本書以外にも補助金の申請を行う上で参考となる申請書の作成マニュアルや記載例を準備していますので、下記のウェブサイトを参照願います。

<https://www.pref.miyagi.jp/site/koufukettei/r4index.html>

- 本Q&Aの内容は、随時見直しの上、更新します。
- 本事業の実施は、県議会における予算の議決が前提となります。

第 1 版

宮 城 県

目 次

0 はじめに

- (問1) 令和3年福島県沖地震に係るグループ補助金からの変更点は何か。 1
- (問2) 令和3年福島県沖地震に係るグループ補助金の交付決定を受けているが、
事業が完了する前に今回の地震でも被害を被った。手続きはどうか。 . . . 1
- (問3) 既に施設等を復旧したが、交付決定前に実施した復旧工事等は補助対象
となるか。 1

1 グループ補助金の概要

- (問4) どういう補助金か。
(「復興事業計画の認定」と「補助金交付申請」の関係) 2
- (問5) 補助金が支払われるまでにどのような手続があるのか。 3
- (問6) 被災状況の確認には、必ず「罹災(被災)証明書」が必要になるのか。 . . 3
- (問7) 全ての被災状況について写真が必要か。 4
- (問8) 補助金の対象となる復旧整備は、いつまでに完了する必要があるのか。 . . 4

2 復興事業計画の認定(グループ認定)

- (問9) 「復興事業計画」とは何か。 4
- (問10) 共同事業には、どのようなものがあるのか。 5
- (問11) 共同事業は、何年続ければよいのか。 5
- (問12) 共同事業に必要な経費は、補助の対象となるか。 5
- (問13) 「中小企業者等グループ」の要件は何か。 5
- (問14) 1事業者で「復興事業計画」の認定は受けられないのか。 5
- (問15) 同一代表者による複数法人のみでグループとして認められるのか。 . . . 5
- (問16) 同一資本の事業者のみでグループとして認められるのか。 6
- (問17) 1つの企業が複数のグループの構成員となることはできるのか。 6
- (問18) 県外企業ともグループを組むことは可能か。 6
- (問19) 被災していない者とグループを組むことはできるか。 6
- (問20) 中小企業等が使用する施設の所有者がその法人の代表者個人等となっ
ている場合、代表者個人等はグループ構成員となる必要があるか。 6
- (問21) 「グループ機能」とは何か。 7

3 交付申請以降について

(1) 補助対象事業者

- (問22) 補助対象事業者は誰か。 8
- (問23) 「大企業」及び「みなし大企業」は補助対象事業者となるのか。 9
- (問24) 「みなし中堅企業」や「みなし大企業」の該当有無の判断について、

出資状況等はどの範囲まで確認されるのか。	9
(問25) 弁護士法人などの士業法人や農業法人などは補助の対象とならないか。	9
(問26) 補助対象事業者について、地域や市町村などの限定はあるのか。	9
(問27) 補助対象事業者になれない場合はあるか。	10
(問28) 共有財産を所有する者は補助事業対象者となることができるか。	10
(問29) 相続が発生している施設について誰が申請すればよいか。	10
(問30) 施設、設備の所有者以外が修繕等を行った場合に、修繕等を行った者が補助対象事業者となることができるか。	11

(2) 補助率・補助金額

(問31) 補助率はどうなっているか。	11
(問32) 補助金額に上限や下限はあるか。	11

(3) ー1 補助対象経費 (全般)

(問33) 補助対象となる経費を教えてください。	11
(問34) 補助対象とならない経費を教えてください。	12
(問35) 補助対象金額の算定の仕方を教えてください。	13
(問36) 見積書の徴取に当たって注意すべきことを教えてください。	13
(問37) 消費税の取扱いは、どうなるのか。	13
(問38) 施設・設備の規模が従前より大きくなっても補助対象となるのか。	13
(問39) 防災・減災に資するような改良(補強)費用はどのようなものが補助対象となるのか。	14
(問40) 施設・設備の規模が従前よりも小さくなっても補助対象となるか。	14
(問41) 資産計上されていない施設、設備は補助対象となるか。	14
(問42) 自社で復旧工事を行った場合は補助対象となるか。	14

(3) ー2 補助対象経費 (施設)

(問43) 施設の修繕ではなく、施設の建替は補助対象となるか。	15
(問44) 施設の建替の場合、設計費用も補助対象となるか。	15
(問45) 施設の移転建替が補助対象となるのはどのような場合か。	15
(問46) 解体費用は補助対象となるか。	16
(問47) 工場が全壊の場合、建替をせず、中古物件を購入する場合でも補助対象となるのか。	16
(問48) 店舗兼住宅などの場合、どこまでが補助対象となるのか。	16
(問49) 事業用の賃貸物件が被災したが、補助対象となるのか。	16
(問50) 住居用の賃貸アパートが被災したが、補助対象となるのか。	17
(問51) 被災後、空き工場を借りて事業を再開したが、家賃は補助対象となるのか。	17
(問52) 駐車場は、補助対象となるか。	17

- (問53) 土砂の撤去に要する費用は、補助対象となるのか。 17
- (問54) 土地の購入費は、補助対象となるのか。 17
- (問55) 土地のかさ上げは、補助対象となるのか。 17

(3) ー3 補助対象経費（設備）

- (問56) 設備の修繕（修理）ではなく、設備の入替は補助対象となるか。 18
- (問57) 設備のみでも補助申請することはできるのか。 18
- (問58) リース物件は、補助対象となるのか。 18

- (問59) パソコンやルームエアコンなどは、補助対象となるのか。 19

- (問60) 金型は補助対象となるか、また、取引先から貸与された金型は補助対象となるか。 19

- (問61) 器具や工具は補助対象となるか。 19

- (問62) 陳列されていた商品は、補助対象となるのか。 19

- (問63) 車両は補助対象となるのか。 19

- (問64) 修理不能の車両を入れ替える場合、どのような手続を取ればよいか。 . 21

- (問65) 被災車両を入れ替える際の注意点を教えてほしい。 21

- (問66) 被災した車両より規格・性能が上回る車両に入れ替えた場合は補助対象となるのか。 21

- (問67) 車両の装備品は補助対象となるか。 21

- (問68) 被災車両を復旧するまでのつなぎとして中古車両等を購入し復旧した場合は補助対象となるのか。 22

(3) ー4 補助対象経費（その他、保険の取扱い）

- (問69) 風評被害等による逸失利益は、補助対象となるのか。 23

- (問70) 従業員へ支払う給与は、補助対象となるのか。 23

- (問71) 補助申請する施設や設備を対象として保険を掛け、被災後に保険金を受領したがその取扱いはどうなるのか。 23

- (問72) グループ補助金を利用するには保険に加入しなければならないのか。 . 24

- (問73) 小規模企業者もグループ補助金を活用した場合、保険に加入しなければならないのか。 24

(4) 定額補助

- (問74) 定額補助とはなにか。 25

- (問75) 特定被災事業者とはなにか。 25

- (問76) 要件③のイの中にある「厳しい債務状況」とはなにか。 26

- (問77) 厳しい債務状況の要件のハの「過剰債務の状況に陥っている事業者」とはなにか。 26

- (問78) 要件③のイの中にある「経営再建等に取り組み」とはなにか。 27

(問79) 定額補助を受けるにはどうすればよいのか。 27

(5) 新分野事業について

(問80) 新分野事業とは、 どのようなものか。 27

(問81) 新分野事業を行うための要件は何か。 27

(問82) 「認定経営革新等支援機関」とはどのような機関か。 28

(問83) 新分野事業の場合、 補助額に上限はあるのか。 28

(問84) 新分野事業の例「新商品製造ラインへの転換」はどのような
取組みか。 28

(問85) 新分野事業の例「生産効率向上のための設備導入」はどのような
取組みか。 28

(問86) 新分野事業の例「従業員確保のための宿舍整備」はどのような
取組みか。 28

(6) 補助金の変更承認申請について

(問87) どのような場合に変更承認申請が必要か。 29

(7) 支払いについて

(問88) 補助対象物件の復旧が完了したため、 補助金の支払いを希望しているが
どのような手続が必要か 30

(問89) 補助対象物件3つのうち、 1つの復旧が完了したため、 その分の支払いを
希望しているがどのような手続が必要か。 31

(問90) 交付申請時の見積事業者と実際の施工事業者が変わっても良いか。 . 31

(問91) 設備の入替を行う場合に交付申請時に予定していた設備と
異なる設備を導入することは可能か。 31

(問92) 実際の支払額が交付決定時の金額より増えてしまったが、 補助金は
増額となるのか。 31

(問93) 工事契約書（発注書、 発注請書）は全て提出が必要か。 32

(問94) 補助金専用の元帳や通帳を作成していないがよいか。 32

(問95) 支払に必要な書類を提出してからどのような流れで補助金が
支払われるのか。 32

【問合せ先】 33

○ はじめに

(問1) 令和3年福島県沖地震に係るグループ補助金からの変更点は何か。

- (答) ○ 主な変更点は以下の3点で、いずれも要件が緩和されています。
- ・原状復旧費用の範囲内において、改良（補強）等の防災・減災に資する復旧整備費用も補助対象経費に追加された。（詳細は、13P・問38、14P・問39参照）
 - ・保険、共済金額の控除額の計算方法が変更された。（詳細は、23P・問71参照）
 - ・定額補助に関連して「特定被災事業者」の要件が追加された。（詳細は、25P～27P・問74～79参照）

(問2) 令和3年福島県沖地震に係るグループ補助金の交付決定を受けているが、事業が完了する前に今回の地震でも被害を被った。手続きはどうか。

- (答) ○ 令和3年福島県沖地震に係るグループ補助金事業の進捗状況に応じて、今回の地震で生じた被害からの復旧事業の手続き方法を以下のように整理します。
- ①既に施設・設備等の復旧整備が完了している場合
令和3年福島県沖地震に係るグループ補助金事業の完了の確認手続きを行い、今回の地震による復旧整備事業は、令和4年福島県沖地震に係るグループ補助金事業として新たに申請手続きを行います。
 - ②復旧整備の実施途中で被災した場合
令和3年福島県沖地震に係るグループ補助金事業での復旧の事実が確認できる箇所について完了の確認手続きを行い、今回の地震による復旧整備事業は、令和4年福島県沖地震に係るグループ補助金事業として新たに申請手続きを行います。
 - ③復旧整備が未着手の場合
令和3年福島県沖地震に係るグループ補助金事業は計画廃止の手続きを行い、今回の地震による復旧整備事業は、令和4年福島県沖地震に係るグループ補助金事業として新たに申請手続きを行います。

(問3) 既に施設等を復旧したが、交付決定前に実施した復旧工事等は補助対象となるか。

- (答) ○ 補助金の交付決定を受ける前から実施している施設及び設備の復旧についても補助対象として認められる場合があります。（ただし、写真や書類等で被害状況を確認できることが必要です）。

1 グループ補助金の概要

(問4) どういう補助金か。(「復興事業計画の認定」と「補助金交付申請」の関係)

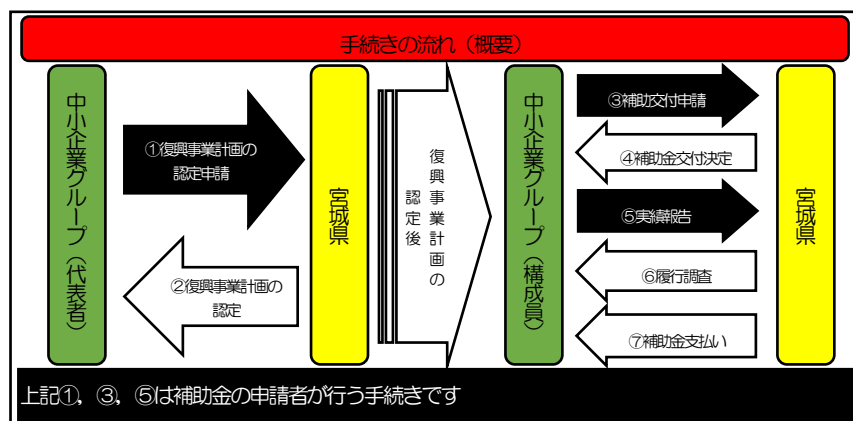
(答) ○ 令和4年福島県沖地震による災害で被災した中小企業者等の皆様の施設・設備の復旧・整備を支援するため、復旧経費の一部を補助するものです。

このため補助の対象となる経費は、これまで原状復旧（被災前の状態に戻す）に必要な費用に対する補助を基本（原則として修繕費（修理費））としておりましたが、今回、東日本大震災以降の度重なる災害により被災した地域的な特殊性を踏まえて、原状復旧に要する経費の範囲内において、防災・減災に資するような改良（補強）に係る経費も補助対象となりました。

なお、被害の程度により、建替や入替が必要となる場合はその経費が補助対象となります。

<施設>		<設備>	
被害区分	復旧内容	被害区分	復旧内容
全壊	建替可	修理不能	入替
大規模半壊		修理可能	修理
半壊以下	修繕		

- この補助金の交付を受けるためには、まず、2者以上の中小企業者等によるグループを作り、そのグループが共同して行う事業（共同事業）を盛り込んだ「復興事業計画」を策定します。次に、その「復興事業計画」について、グループの代表者が県に対して認定申請を行い、その認定を受ける必要があります。
- 「復興事業計画」の認定手続とは別に、グループの構成員は被災した施設・設備の復旧・整備を行うため、県に対して補助金の交付申請を行い、補助金の交付決定を受ける必要があります。
 - ※ 認定を受けた復興事業計画に記載されていない施設・設備については、補助金の交付申請はできません。
- 「復興事業計画」の認定申請」と補助金の交付申請は同時に行うことができます。ただし、「復興事業計画」が認定されない場合、補助金の交付決定は行われませんので御注意ください。



(問5) 補助金が支払われるまでにどのような手続があるのか。

(答) ○補助金が支払われるまでの手続は次の手順となります。

[グループでの手続]

- ①中小企業等のグループの組成 (グループ)
- ②「復興事業計画」の作成 (グループ)
- ③復興事業計画の認定申請 (グループ代表→県)

[グループの構成員の手続(精算払いの場合)]

- ④補助金の交付申請 (各構成員→県)
- ⑤交付決定の通知 (県→各構成員)
- ⑥復旧事業の着手※ (各構成員)
- ⑦復旧事業及び代金支払の完了※ (各構成員)
- ⑧実績報告書の提出 (各構成員→県)
- ⑨現地確認・履行調査 (県)
- ⑩補助金の額の確定通知 (県→各構成員)
- ⑪補助金の支払い (県→各構成員)

※「⑥復旧事業の着手」と「⑦復旧事業及び代金支払の完了」が①～⑤の手続より前に行われていても補助の対象と認められる場合があります。(1P・問3参照)

- 上記のとおり、事業の代金を支払った後に実績に応じ補助金が支払われます。補助事業の実施に当たっては、資金計画など十分な検討を行ってください。

(問6) 被災状況の確認には、必ず「^{りさい}罹災(被災)証明書」が必要になるのか。

(答) ○市町村が^{りさい}罹災証明書を発行している場合、原則として、^{りさい}罹災証明書の写しの提出が必要です。

○市町村が^{りさい}罹災証明書を発行しておらず、被災証明書を発行している場合、原則として、被災証明書の写しの提出が必要です。

○^{りさい}罹災(被災)証明書には、事業により復旧する施設・設備が記載されていることが必要です。

○市町村が^{りさい}罹災証明書または被災証明書を発行していない場合、施設においては、建築士(施工業者以外)による「建物被災状況報告書」、設備においてはメーカー等が記載した「地震災害による被災であることの証明書」を提出してください。

○^{りさい}罹災証明書等による被災区分は、復旧方法を確定するための目安となります。

※施設の建替及び設備の入替については、15P・問43、18P・問56を参照願います。

（問7）全ての被災状況について写真が必要か。

（答）○ 原則として、修繕等を行う被災箇所の全ての写真が必要です。

写真の提出に当たっては、見積項目に列挙された修繕内容に対する被災状況ごとに写真で確認できるようにしてください。

- 壁のひび割れなど、施設全体に及んでいる場合には、主な被災箇所の写真で結構です。（ひび割れ一つ一つ全ての写真が必要ということではありません。）
- 写真の提出に当たっては、施設・設備ごとに整理し、施設・設備の名称（整理番号等を含む）や撮影場所、被災状況を必ず記載してください。また、写真には番号を付し、図面上に写真番号を記載してください。

（問8）補助金の対象となる復旧整備は、いつまでに完了する必要があるのか。

（答）○ 原則として、交付決定を受けた年度の末日までに復旧整備を完了する必要がありますが、グループ補助金制度上の復旧整備の完了とは、県から事業者への補助金の支払いが完了することをいいますので、履行調査や支払い手続きに係る期間を考慮し、完了実績報告書は、交付決定を受けた年度の12月末までに提出をお願いします。

- 12月末までに完了実績報告書の提出ができないことが予想される場合には、お早めに補助金担当課へ御連絡ください。

2 復興事業計画の認定（グループ認定）

（問9）「復興事業計画」とは何か。

（答）○ 令和4年福島県沖地震による災害で被災した中小企業等グループが、産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持などの目的のためにグループ構成員が共同で行う事業を指します。

- グループの構成員は補助金申請の有無に関係なく、グループで行う共同事業で何らかの役割を果たす必要があります。
- なお、グループの構成員それぞれが行う、施設や設備の復旧について「復興事業計画（共同事業）」とすることはできません。

〔問10〕共同事業には、どのようなものがあるのか。

〔答〕○ グループが取り組む共同事業には、売り上げの回復をめざす新商品共同開発、販路確保を目的としたBCP（事業継続計画）の作成、事業継続に必要な人材の育成や各種制度に関する勉強会の開催、復旧をアピールするイベントやキャンペーンの実施等、業種やグループの構成員数によりさまざまな事業が考えられます。

今回、組成されたグループの構成員が共同し、復興に向け「何ができるのか」を主眼に共同事業を御検討いただくこととなります。

〔問11〕共同事業は、何年続けなければならないのか。

〔答〕○ 共同事業は、何年まで続けなければならないという規定はありません。被災地域等の復興に向けて、継続的な取組となることが期待されます。

○ また、共同事業の実施状況については、グループの代表者に対して、原則として、年1回確認します。

〔問12〕共同事業に必要な経費は、補助の対象となるか。

〔答〕○ グループで行う共同事業に必要な経費は、補助の対象となりません。計画される共同事業において、費用負担が生じる場合は、グループ内で十分な協議を行ってください。

〔問13〕「中小企業者等グループ」の要件は何か。

〔答〕○ 2者以上の中小企業者等から構成されるものをグループとします。

○ グループの構成員は、補助金の交付を受けない者、県外の者、異業種の事業者が参加することも構いません。

なお、グループとして、7P・問21に記載する①～⑤のグループ類型に該当する機能を有することが必要です。

〔問14〕1事業者で「復興事業計画」の認定は受けられないのか。

〔答〕○ 1事業者では、「復興事業計画」の認定を受けることはできません。

〔問15〕同一代表者による複数法人のみでグループとして認められるのか。

〔答〕○ 代表者が同一の場合、これらの法人は同一とみなされるので、これらの法人のみでは、グループとして認められません。

(問16) 同一資本の事業者のみでグループとして認められるのか。

(答) ○ 同一資本の事業者(100%子会社、資本金・出資金の1/2以上を有する企業群)については、実質的に同一資本とみなされるので、これらの事業者のみでは、グループとして認められません。

(問17) 1つの企業が複数のグループの構成員となることはできるのか。

(答) ○ 1つの企業が複数のグループの構成員となることは可能です。
○ ただし、補助金申請予定の施設・設備を重複して申請することはできません。あらかじめ、どのグループでどの施設・設備の復旧事業を実施するか決定する必要があります。

(問18) 県外企業ともグループを組むことは可能か。

(答) ○ 県外に本社を置く企業とグループを組むことは可能です。
ただし、補助金の交付を受けるためには、「県内に事業所等を置く法人、その他の団体及び事業を行う個人であること」、「補助事業の対象となる施設や設備が県内に所在していること」が必要です。

(問19) 被災していない者とグループを組むことはできるか。

(答) ○ 令和4年福島県沖地震の被害を受けていない者(県外事業者・大企業を含む)をグループの構成員とすることも可能です。
○ ただし、被災していない事業者は、補助金の交付申請を行うことはできません。

(問20) 中小企業等が使用する施設の所有者がその法人の代表者個人等となっている場合、代表者個人等はグループ構成員となる必要があるか。

(答) ○ 復旧整備する施設・設備について、補助金交付申請を行うことができるのは、所有者に限られるため、代表者個人等がグループ構成員となる必要があります。
※ 所有者以外が復旧を行った場合については、11P・問30を参照願います。
○ この場合にも、賃貸借契約書や使用貸借契約書等により、代表者個人と当該法人との貸付関係が確認できる資料の提出が必要です。
○ 復旧整備する施設・設備の所有者又は使用者がグループの構成員となっていない場合は、補助金の交付申請ができません。復興事業計画の認定申請に当たっては、十分に御確認ください。

【問21】「グループ機能」とは何か。

（答）○ 中小企業者等グループは、以下の①～⑤のいずれかの機能を有する必要があります。

① サプライチェーン型

当該中小企業等グループ外の企業や他地域の産業にとって重要な役割を果たし、サプライチェーンを支えているグループ

② 経済・雇用貢献型

事業規模や雇用規模が大きく、県内の経済・雇用への貢献度が高いグループ

③ 地域生活・産業基盤型

県内の一定の地域内において、経済的・社会的な基幹となり、当該地域における復興・雇用維持に不可欠なグループ

④ 地域資源産業型

地域資源（農林水産資源等）を活用し、当該中小企業等グループ外の企業や他地域の産業、観光地形成等への貢献度が高いグループ

⑤ 商店街型

地域住民の生活等に不可欠な商業機能を担っているグループ

【参考】グループ①～④は、以下の被災要件を併せて満たす必要があります。

中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、令和4年福島県沖地震による災害のため、次の全ての影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な影響が生じていること。

- ・ 令和4年福島県沖地震による災害のため、事業所等の一部又は全部に甚大な被害が生じていること、又は継続して使用することが困難となっていること。
- ・ 令和4年福島県沖地震による災害後であって、直前1か月の売上が被災前の同期に比べて著しく低下していること、又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること。

⑤商店街型は、以下の被災要件を満たす必要があります。

商店街等の構成員の全部又は一部の事業所等が甚大な被害を受け又は継続して使用することが困難となり、事業の継続が困難になっていること。

3 交付申請以降について

(1) 補助対象事業者

(問22) 補助対象事業者は誰か。

(答) ○ 補助対象事業者は次のとおりです。ただし、10P・問27に掲げる事業者は除きます。

- (1) 中小企業者
- (2) 中堅企業及びみなし中堅企業等
- (3) 大企業及びみなし大企業で、(1)又は(2)が事業活動を行う上で必要な施設・設備を被災前に貸付していた事業者

(1) 「中小企業者」の定義は以下のとおりです。

① 中小企業支援法第2条第1項に規定する会社及び個人

業種	従業員規模・資本金規模
製造業・建設業・運輸業その他の業種	300人以下 又は 3億円以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	900人以下 又は 3億円以下
卸売業	100人以下 又は 1億円以下
小売業	50人以下 又は 5千万円以下
サービス業	100人以下 又は 5千万円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下 又は 3億円以下
旅館業	200人以下 又は 5千万円以下

※ 業種は日本標準産業分類上の分類です。

② 商工会法に基づく商工会・都道府県商工会連合会、商工会議所法に基づく商工会議所及び中小企業等協同組合法に基づく都道府県中小企業団体中央会

(2) 「中堅企業及びみなし中堅企業等」及び「大企業及びみなし大企業」の定義は以下のとおりです。

- ① 「中堅企業」の定義：中小企業者以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円未満の事業者
- ② 「大企業」の定義：中小企業者以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円以上の事業者
- ③ 「みなし大企業(みなし中堅企業)」の定義：以下のいずれかに該当する企業

- (1) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業(中堅企業)が所有している中小企業者
- (2) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業(中堅企業)が所有している中小企業者
- (3) 大企業(中堅企業)の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める中小企業者

(問23) 「大企業」及び「みなし大企業」は補助対象事業者となるのか。

(答) ○ 基本的には、グループ補助金の補助対象事業者とはなりません。

ただし、補助対象事業者となる事業者(中小企業者等)に、事業活動を行う上で必要な施設・設備を貸付しており、その施設・設備の復旧を行う場合は、その所有者が大企業(みなし大企業)であっても補助対象事業者となります。

○ なお、この場合、施設・設備の所有者とその使用者が同一のグループの構成員となっている必要があります。同一のグループ構成員となっていない使用者がある場合は、当該使用者の施設・設備の復旧費用は補助対象から除外されます。

(問24) 「みなし中堅企業」や「みなし大企業」の該当有無の判断について、出資状況等はどの範囲まで確認されるのか。

(答) ○ 企業の親子関係までを確認します(孫企業までは及ばないものとします)。

(問25) 弁護士法人などの士業法人や農業法人などは補助の対象とならないか。

(答) ○ 以下の法人は原則として補助の対象となります。

ただし、従業員等法人の規模により、補助の対象とならない場合がありますので、個別に御相談ください。

士業法人(弁護士法人、監査法人、税理士法人、行政書士法人等)、農業法人、農業協同組合、漁業協同組合、農事組合法人、信用協同組合、医療法人、信用金庫、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、NPO法人、第3セクター、社会福祉法人、学校法人、共済組合、消費生活協同組合、森林組合

(問26) 補助対象事業者について、地域や市町村などの限定はあるのか。

(答) ○ 令和4年福島県沖地震で被災した施設・設備であれば、県下全域が対象となります。

なお、県内で被災した施設・設備の県外での復旧又は県外で被災した施設・設備の県内での復旧については、復旧事業の対象とならない場合がありますので、個別に御相談ください。

（問27）補助対象事業者になれない場合はあるか。

（答）○ 次の方は補助対象事業者にはなれませんので、御注意ください。

- ・暴力団又は暴力団員等に該当する者
- ・県税に未納がある者
- ・特定の風俗営業事業者

【参考】補助対象事業者となれない風俗営業事業者の具体例

「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」第2条において、次に掲げる営業を目的とした施設・設備の復旧を対象とする場合。

○風俗営業（第1項）

（例）パチンコ、麻雀等

※ただし、第1号の一部（料理店）及び第5号（ゲームセンター）は補助対象。

○性風俗関連特殊営業（第5項）

（例）ラブホテル、アダルトショップ等

（問28）共有財産を所有する者は補助事業対象者となることができるか。

（答）○ 共有財産については、共有者全員が同一グループの構成員となる必要があります。

- 共有財産に係る補助金交付申請は、連名による申請のほか、共有者の代表者が代表して行うことが可能です。代表者が申請する場合、共有者全員からの同意書（共有者の代表として申請を行うこと。）及び共有者全員の納税証明書と共有者が法人の場合は現在事項証明書（商業登記）、個人の場合は住民票抄本が必要となります。
- なお、共有財産に係る補助金の交付決定は、共有者の持分ごとに行われます。

（問29）相続が発生している施設について誰が申請すればよいか。

（答）○ 相続登記が完了している場合は、登記に記載のある相続人が補助金の申請をすることができます。

- 相続登記が完了していない場合は、遺産分割協議書や戸籍謄本、除籍謄本により相続人を確定することで、特定の相続人が補助金の交付申請をすることができます。
- なお、相続人が複数いる場合は、10P・問28の共有財産を所有する場合と同様に扱います。

(問30) 施設、設備の所有者以外が修繕等を行った場合に、修繕等を行った者が補助対象事業者となることができるか。

(答) ○ 所有者以外の者が修繕等を行った場合であっても、補助対象事業者は必ず所有者となります。この場合、原則として、所有者がその修繕等費用を修繕等を行った者に対して支払った場合に、所有者に対して補助金を支払うこととなります。

(2) 補助率・補助金額

(問31) 補助率はどうなっているか。

(答) ○ 中小企業者は、補助対象となる経費の3/4以内、それ以外の中堅企業やみなし中堅企業等は1/2以内となります。

なお、補助事業対象者が特定被災事業者に該当する場合は補助率が異なります。詳しくは、25P・問74、75を参照願います。

※ 大企業及びみなし大企業が補助対象事業者となるのは、補助対象事業者となる事業者(中小企業者等)に事業活動を行う上で必要な施設・設備を貸付しており、その施設・設備の復旧を行う場合に限りです。その場合、補助率は1/2以内となります。

(問32) 補助金額に上限や下限はあるか。

(答) ○ 補助金額の上限は1事業者当たり15億円です。なお、下限はありません。

(3) -1 補助対象経費(全般)

(問33) 補助対象となる経費を教えてください。

(答) ○ 令和4年福島県沖地震による災害で損傷若しくは滅失又は継続使用が困難となった施設・設備の復旧に要する経費で、復興事業計画に基づき事業を行うために必要不可欠な、次の施設・設備が対象となります。

区 分	内 容
施 設	事務所, 倉庫, 生産施設, 加工施設, 販売施設, 検査施設, 共同作業場, 原材料置場, その他当該補助事業の目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設であって, 中小企業等グループ又はその構成員の資産として計上するもの
設 備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって, 中小企業等グループ又はその構成員の資産として計上するもの
宿舍整備のための事業 (新分野事業のみ)	新分野事業に資する場合の宿舍及び備え付けの設備に係る費用 (既存の宿舍等の原状復旧については補助対象となりません。)
商業機能の復旧 促進のための事業 (商店街型のみ)	共同店舗の設置費, 共同店舗及び街区の再配置に付随して行うコミュニティスペース, 駐車場, アーケード, 街路灯, 防犯カメラ, 路面舗装の整備費

(問34) 補助対象とならない経費を教えてください。

(答) ○ 以下の経費は原則として, 補助対象となりません。

- ①令和4年福島県沖地震による災害に起因する被害ではないもの (単なる経年劣化によるものなど)
- ②復興事業計画の目的に合致しないもの
- ③他の目的に転用される可能性が高いもの (寮や休憩所といった福利厚生関係施設, 机, 椅子, 書庫などの事務用品)
- ④制度上対象外のもの (各種税, 行政手続費用, 保険料, 保守費用, 住居等事業用途以外の施設・設備, 販売目的の機械設備, 貯蔵品, 賃貸目的の施設や設備※, 給与等の人件費, 在庫又は商品, 原材料等に係る復旧費用)
- ⑤償却資産として資産計上されない設備 (カウンター, テーブル, 椅子等の備品, 陳列棚, 食器棚等の什器)

※「賃貸目的の施設や設備」は16P・問49及び18P・問58のとおり, 補助の対象と認められる場合があります。

(問35) 補助対象金額の算定の仕方を教えてください。

(答) ○ 原則として2者以上から見積書を徴取し、より安価なものを補助対象経費として算定します。

(問36) 見積書の徴取に当たって注意すべきことを教えてください。

(答) ○ 見積書については、原則として同じ対象物について徴取したものを提出ください。ただし、同じ対象物について2者以上から徴取が難しい場合は、異なる対象物についての見積書でも構いません。その場合は、それぞれの対象物について設備比較証明書を提出する必要があります。

※ 詳しくは、18P・問56を参照願います。

(問37) 消費税の取扱いは、どうなるのか。

(答) ○ 消費税分は、補助対象とはなりません。復興事業計画の認定及び補助金交付申請は、消費税を含まない金額で申請をお願いします。

○ また、税込の合計額から値引きが行われている場合の補助対象経費は、値引き前の額ではなく、値引き後の税込金額を消費税率で割り戻して得られる額とします。

(問38) 施設・設備の規模が従前より大きくなっても補助対象となるのか。

(答) ○ 施設・設備の復旧に当たっては、原則として、被災前の規模や機能、性能と同等以下であることが補助対象の要件となりますが、度重なる災害の発生を鑑み、税金を財源とする補助金で取得・整備した財産を保全する観点から、原状回復(被災前の状態に戻す)に要する費用の範囲内において、防災・減災に資するような改良(補強)についても補助対象となりました。

○ なお、防災・減災に資するような改良(補強)工事を行う場合は、補助対象経費は原状回復に必要な経費を上限としますので、防災・減災に資するような改良(補強)工事の見積書とは別に、原状回復工事の見積書の提出も必要となります。

○ 面積の増加や構造の変更(木造→重量鉄骨造)を伴う復旧については、新分野事業に取り組む場合にのみ補助対象として認められます。

なお、木造→軽量鉄骨造への構造変更については、同等の復旧とみなします。

○ 新分野事業※では、従前の施設等への復旧に代えて、従前の規模や機能、性能を上回る施設・設備を整備することが可能ですが、その補助金額は、令和4年福島県沖地震による災害前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額が上限となりますので、実際の工事とは別に原状回復工事の見積書の提出が必要です。

※ 新分野事業について詳しくは、27~28P・問80~86を参照願います。

(問39) 防災・減災に資するような改良(補強)費用はどのようなものが補助対象となるのか。

- (答) ○ 補助対象財産の保全に資するものであって、かつ、一定の耐震性能等を有しているもしくは付加する構造や材質であって、地震災害による損害の発生または拡大の防止に有益であると認められるものが補助対象となります。例えば、耐震補強工事(後打ち壁の増強、鉄骨枠組み補強、外付け鉄骨補強等)やオフィス什器等の転倒防止に係る取組などが想定されます。
- 復旧・補強によらず、脆弱な部分を除去することが地震災害による損害の発生または拡大の防止に有益であると認められる場合には、これらの費用も補助対象となります。
- 補助金の申請にあたっては、メーカーのパンフレットや施工業者による確認書等、一定の性能等を有していることが分かる資料等をご提出ください。
- 補助対象財産の保全に資するものに限ることから、防災・減災のための復旧整備であっても、地盤の改良、擁壁の設置、法面の補強など、土地の造成や改良にかかる費用や非常用電源の整備、非常用備蓄食料などは補助対象となりません。

(問40) 施設・設備の規模が従前よりも小さくなくても補助対象となるか。

- (答) ○ 施設・設備等の復旧に際して、従前施設・設備よりも規模や機能、性能が同等以下であれば補助対象として認められます。
- 被災後の事業環境等を考慮の上、事業の継続や売上の回復等を見据え、最も適切な復旧計画をお考え願います。

(問41) 資産計上されていない施設・設備は補助対象となるか。

- (答) ○ 資産計上されていない施設や設備であっても、売買契約書や廃棄証明書等により、被災時点での所有が確認できる場合などは、補助対象となることがあります。
- 資産計上されていない施設や設備がある場合には、個別に御相談ください。
- ※ 補助対象とならない経費については、12P・問34を参照願います。

(問42) 自社で復旧工事を行った場合は補助対象となるか。

- (答) ○ 自社で復旧工事を行った場合については、材料費等の実費のみが補助対象となりますが、申請者自身の利益である人件費等は補助対象として認められません。

(3) -2 補助対象経費（施設）

（問43）施設の修繕ではなく、施設の建替は補助対象となるか。

（答）○ 施設は、原則として修繕で復旧した場合が補助対象となります。

ただし、市町村が発行する罹災証明書に記載されている被害区分が『全壊』又は『大規模半壊』と判定された場合は、建替が補助対象として認められます。市町村が罹災証明書を発行していない場合は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）に基づく建築士（施工業者以外）による「建物被災状況報告書」または「調査書」を取得し、被害区分が『全壊』又は『大規模半壊』相当と判定された場合は、建替が補助対象として認められます。

- また、見積比較により、修繕に要する費用よりも建替に要する費用が安価な場合には、「修繕費用よりも建替費用が安価となる合理的な理由を建築士等が説明した書類（任意様式）」を提出することで、建替が補助対象として認められます。この場合、建替費用に補助率を乗じた金額が補助金額となります。

＜被害区分と補助対象として認められる復旧内容＞

被害区分	復旧内容
全壊	建替
大規模半壊	
半壊以下	修繕

（問44）施設の建替の場合、設計費用も補助対象となるか。

（答）○ 実際の建築工事等に必要設計費用は補助対象となります。

- ただし、見積徴取のための経費や設計の前提となる耐震診断費用は補助対象として認められません。

（問45）施設の移転建替が補助対象となるのはどのような場合か。

（答）○ 原則、現地建替（原状回復）した場合が補助対象となります。

- ただし、その所在地がハザードマップ危険区域となっているときなどは、他の場所に移転しての建替が補助対象となる場合があります。
- その場合には、従前施設の解体費用等は補助対象とならないなど補助対象経費が現地建替と異なる場合がありますので、移転建替を検討される場合には個別に御相談ください。

（問４６）解体費用は補助対象となるか。

（答）○ 現地で建替を行う場合には、施設の復旧に付随する費用として、従前施設の解体費用は補助対象となります。

○ 現地建替ではなく移転建替を行う場合には、従前施設及び移転先の場所にあった施設の解体費用は補助対象となりません。ただし、隣接する場所で施設を復旧するために、被災前施設の解体が必要不可欠な場合には、解体費用が補助対象となることもありますので、個別に御相談ください。

○ なお、移転建替又は新分野事業を行う場合は、必ず、従前施設を解体する必要があります。

※ 新分野事業については、27～28P・問80～86を参照願います。

（問４７）工場が全壊の場合、建替をせず、中古物件を購入する場合でも補助対象となるのか。

（答）○ 建替が補助対象として認められる場合には、建替に代えて中古物件を購入することは可能です。ただし、従前施設の解体費用が補助対象とならないなど、建替を行う場合と補助対象経費が異なりますので、中古物件の購入を検討される場合には個別に御相談ください。

○ また、土地購入代金は補助対象となりませんので、土地購入代金と建物購入代金が区分された売買契約書等が必要となります。

（問４８）店舗兼住宅などの場合、どこまでが補助対象となるのか。

（答）○ 復旧の対象となる施設が、店舗兼住宅など事業用以外の用途にも使用されている場合は、その事業用部分のみ（明確に区分できない場合は面積按分による）が補助対象となります。補助対象部分は、図面等により特定します。

（問４９）事業用の賃貸物件が被災したが、補助対象となるのか。

（答）○ 貸付物件は原則として補助対象となりません。

ただし、以下のいずれも満たす場合には補助対象となります。

①被災時に「中小企業者等」又は「中堅企業及びみなし中堅企業等」の事業用として貸付していた施設・設備

②従前使用していた事業者が当該貸付物件を復旧後も継続して事業の用に供する場合

○ 事業用の貸付物件について交付申請する場合には、施設・設備の所有者は、施設・設備の復旧を必要とする従前使用していた事業者と同一のグループの構成員となる必要があります。

○ 使用者が以下に該当する場合、当該使用者が使用する部分は、補助対象から除外されます。

- ①同一のグループ構成員とならない場合
- ②被災当時の使用者から使用者が入れ替わった場合
- ③大企業や特定の風俗営業事業者である場合

〔問50〕住居用の賃貸アパートが被災したが、補助対象となるのか。

〔答〕○ 住居用の賃貸アパートや賃貸マンションは補助対象とはなりません。
グループ補助金では、販売目的の商品や賃貸目的の施設は原則として補助対象外としています。

〔問51〕被災後、空き工場を借りて事業を再開したが、家賃は補助対象となるのか。

〔答〕○ 家賃は、補助対象とはなりません。

〔問52〕駐車場は、補助対象となるか。

〔答〕○ 駐車場は、事業用資産として計上してある場合には、補助対象となります。
ただし、従業員駐車場などは福利厚生施設に該当し、補助対象となりません。
○ また、月極駐車場や時間貸しの駐車場については、賃貸物件となるため、補助対象となりません。

〔問53〕土砂の撤去に要する費用は、補助対象となるのか。

〔答〕○ 土砂の撤去のみを補助対象とすることはできません。
ただし、土砂撤去をしないと復旧工事ができない場合など、被災した施設や設備の修繕又は入替に必要な場合に限り、付随する費用として補助対象となります。

〔問54〕土地の購入費は、補助対象となるのか。

〔答〕○ 土地の購入費は、補助対象とはなりません。

〔問55〕土地のかさ上げは、補助対象となるのか。

〔答〕○ かさ上げ等の土地の造成に要する費用は、補助対象とはなりません。

(3) - 3 補助対象経費（設備）

(問56) 設備の修繕（修理）ではなく、設備の入替は補助対象となるか。

(答) ○ 設備は、原則として修繕で復旧した場合が補助対象となります。

ただし、設備メーカー等から「修繕（修理）不能であることの証明書（任意様式）」を取得している場合は、新たな設備の購入（入替）のための費用が補助対象経費となります。その場合、被災前の設備と同等以下の設備であることを証したメーカー等発行の「設備比較証明書」（任意様式）の提出も必要となります。

○ なお、従前設備が古いなど、同一の設備や同等品が手に入らない場合には、「現在入手できる設備の従前と同等以下の性能」のものに限り、補助対象とすることができます。

※ 補助対象となる「従前と同等以下の性能の設備」にあたるかどうかは県が判断をします。現在入手できる設備の中から、合理的と思われる方法により、比較検討を行った上で、県に御相談ください。

○ また、見積比較により、修繕（修理）費用より入替費用が安価となる場合には、「専門業者による修繕（修理）より入替が安価である理由書（任意様式）」を提出することで、設備の入替が補助対象として認められます。この場合、入替費用に補助率を乗じた金額が補助金額となります。

○ なお、入替が補助対象として認められる場合は、中古設備の購入による復旧も可能です。

<被災区分と補助対象として認められる復旧内容>

被害区分	復旧内容
修理不能	入替
修理可能	修理

(問57) 設備のみでも補助申請することはできるのか。

(答) ○ 設備のみ又は施設のみでも補助申請することができます。

(問58) リース物件は、補助対象となるのか。

(答) ○ リース物件の使用者が、中小企業者、中堅企業及びみなし中堅企業であり、事業継続に必要不可欠と判断される場合は、補助対象となります。

○ この場合において、リース事業者（資産の所有者）と使用者が共に同一グループの構成員となった上で、リース事業者が補助金の交付申請を行う必要があります。

※ 被災したリース物件について、その使用者（所有者でない者）が補助金の交付申請をすることはできません。なお、リース会社を変更する場合は補助対象とはなりません。

〔問59〕パソコンやルームエアコンなどは、補助対象となるのか。

〔答〕○ 事業用以外で利用できる汎用性の高い設備は、原則として補助対象とはなりません。パソコンやルームエアコンなどについて、被災前に所有していたこと及び業務用のみに用いていたことなどが確認できれば、補助対象となることがあります。

※パソコンの場合、ソフトウェア等は補助対象となりません。

〔問60〕金型は補助対象となるか、また、取引先から貸与された金型は補助対象となるか。

〔答〕○ 資産として計上されている金型は、補助対象となります。

○ また、取引先から貸与されている金型は、取引先が資産計上しており、使用者とともに同一のグループの構成員として認定を受け、取引先が補助金申請する場合は、補助対象となります。

〔問61〕器具や工具は補助対象となるか。

〔答〕○ 当該器具や工具が資産計上されており、業務用のみに使用していたものであれば、補助対象とすることができる場合があります。

なお、汎用性のある器具や工具の場合は、上記のものであっても対象とならない場合もありますので、県に御相談ください。

〔問62〕陳列されていた商品は、補助対象となるのか。

〔答〕○ 陳列されていた商品や在庫品、仕掛かり品や原材料などは補助対象とはなりません。

〔問63〕車両は補助対象となるのか。

〔答〕○ トラックやダンプ、クレーン車など汎用性が低い車両は、資産計上されているなど、業務上使用されていることが明確な場合、補助対象となります。

○ 汎用性が高く、業務外利用の可能性のある乗用車については、原則として補助対象外ですが、次の要件を満たすことで補助対象とすることができます。

【補助対象とすることができる車両】

被災前に所有していたこと及び業務用のみに用いており事業内容に適した車種であること。

- 「被災前に所有していたこと」については、道路運送車両法による自動車登録に係る所有者（車検証の所有者）であること。
- 「業務用のみに用いていたこと」とは、資産計上されており、外形的に業務上使用されていることが明確であることをいい、次の条件により確認を行い、適当と認められること。

（復旧前）

原則、資産計上（※1）されており、かつ次の要件を複合的に確認する（※2）。

- ① 車体に企業名、屋号等が明示されていること。
- ② 運行記録、業務日報等業務の用に供していたことを証する書類。
- ③ 自動車保管場所が事業所（個人事業主の住宅等は除く）となっていること。
- ④ 当該車両に係る任意保険の使用目的設定が「事業使用」とする等、業務中の事故を保険金支払い対象とする自動車保険に加入していること。
- ⑤ その他、業務用に使用されていたことを証する書類。

※1 事業用のみで資産計上されているものに限る。

※2 ②～⑤の書類により業務以外の用途で使用されていた場合は、補助対象外とする。

（復旧後）

原則、資産計上し車体に企業名・屋号等が印刷（※3）されておりかつ次の要件を複合的に確認する。

- ① 自動車保管場所が事業所（※4）となっていること。
- ② 運行記録、業務日報の記録が行われること。
- ③ 当該車両に係る任意保険の使用目的設定を「事業使用」とするなど、業務中の事故を保険金支払い対象とする自動車保険に加入していること。

※3 見やすい箇所に判読可能な適正な大きさとで標示すること。

※4 事業所が契約している隣接の駐車場も含む。

※業務外での使用が確認された場合は、補助金交付後であっても補助金額の返還が求められます。

(問64) 修理不能の車両を入れ替える場合、どのような手続を取ればよいか。

- (答) ○ 車両の入替の場合は、当該車両が修理不能であることの証明書の取得、及び自動車登録について「永久抹消」の手続を行った上で、解体したことを確認できることが必要です。
- 既に売却等を行っている場合は、売却先に永久抹消の手続を依頼してください。なお、協力が得られなかった場合は、これまでの経緯が分かる資料、関係書類などを用意の上、個別に御相談ください。

(問65) 被災車両を入れ替える際の注意点を教えてほしい。

- (答) ○ 中古市場に出回るものは、修繕可能という判断になるので入替はできません。
- 車両入替時には、永久抹消登録が必要となります。
- 引き取り車両の対価（スクラップ、部品取りでの買取）については、補助金額から差し引きません。

(問66) 被災した車両より規格・性能が上回る車両に入れ替えた場合は補助対象となるのか。

- (答) ○ 被災した車両より規格・性能が上回る車両に入れ替えた場合は補助対象となりません。被災した車両と同等以下の規格・性能の車両に入れ替えた場合は補助対象となります。
- 同等以下の判断は、排気量、積載量、運搬可能量等、車の性質（乗用、貨物、特殊等）を総合的に確認して行います。
- なお、現在調達可能な最低ランクの入替車両を上回る性能等を有する車両を購入する場合には、購入費用そのものが対象外となります（新分野事業に該当する場合、補助対象となる場合があります。※）。
- ※ 新分野事業については、27～28P・問80～86を参照願います。
- 自動ブレーキの標準化など、車両の主流の変化や、メーカーの違いにより同一の設定がない等の事情により一部の機能・性能が上がってしまうような場合は、設備比較証明書等により総合的に同程度の水準と判断した場合、補助対象としません。

(問67) 車両の装備品は補助対象となるか。

- (答) ○ オプションとなる装備品は原則として補助対象外です。
- ただし、被災前の車両に装備されており、業務上必要不可欠な装備品（タクシー事業者のタクシーメーター、運送事業者の冷凍機能等）については補助対象となる場合があります。

(問68) 被災車両を復旧するまでのつなぎとして中古車両等を購入し仮復旧した場合は補助対象となるのか。

- (答) ○ 車両については、仮復旧の状況により、補助対象とならない場合があります。また、被災前の固定資産台帳に計上されていた車両の台数から増減がある場合は、その内容がわかる資料の提出が必要になります。
- 詳しくは個別に御相談ください。

(3) -4 補助対象経費（その他、保険の取扱い）

(問69) 風評被害等による逸失利益は、補助対象となるのか。

(答) ○ グループ補助金は、施設・設備等の直接被害を補助対象としており、逸失利益のような間接被害は補助対象とはなりません。

(問70) 従業員へ支払う給与は、補助対象となるのか。

(答) ○ 給与は、補助対象とはなりません。

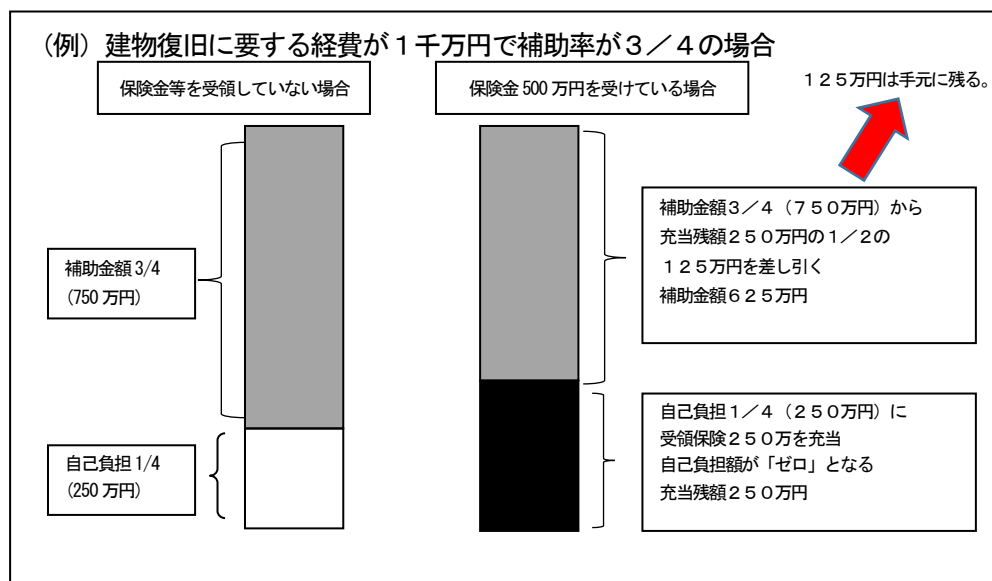
(問71) 補助申請する施設や設備を対象として保険を掛け、被災後に保険金を受領したがその取扱いはどうなるのか。

(答) ○ 補助申請する施設・設備に受領保険があった場合の取扱いは下記のとおりとなります。

- ①補助対象経費から補助金額を差し引いた自己負担額に受領保険金を充当する。
- ②上記①の充当した受領保険金が自己負担額を超え、受領保険金の充当残額がある場合、当該充当残額の1/2を補助金額から控除する。

※定額補助の場合で、補助対象額が定額補助上限の5億円以内である場合には、自己負担額がないため、受領保険金を自己負担額に充当できないことから、受領保険金額の1/2を補助金額から控除する。

○ なお、被災した施設及び設備ごとに受領保険金額を控除する必要がありますので、受領内容を確認できる資料を提出いただく必要があります。



〔問72〕グループ補助金を利用するには保険に加入しなければならないのか。

- (答) ○ グループ補助金を利用する事業者には、補助金で復旧・整備した施設・設備について「自然災害（風水害を含む）による損害を補償する保険・共済」に加入していただきます。
- 施設・設備整備後に保険・共済へ加入いただき、実績報告時に契約書や保険証書で確認します。
 - 補助対象物の付保割合は以下のとおりです。
 - ①小規模企業者：30%以上（推奨）
 - ②中小企業者等：30%以上（必須）
 - ③中堅企業以上：40%以上（必須）
- ※ 付保割合とは、施設、設備の評価額に対する補償上限額の割合です。施設・設備数に対する割合ではありません。
- ※ 保険・共済は、補助金で整備したものと同等のものを新たに建築又は購入するのに必要な金額に対して加入していただきます。
- 上記の条件で保険加入ができない場合は、複数の保険会社からその旨を証明する書類を取得し、提出していただく必要があります。

【参考】小規模企業者の定義

中小企業基本法第2条第5項に規定する者

業種	小規模企業者 常時雇用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	20人以下
②卸売業	5人以下
③小売業	5人以下
④サービス業	5人以下

〔問73〕小規模企業者もグループ補助金を活用した場合、保険に加入しなければならないのか。

- (答) ○ 小規模企業者については、保険の加入は必須ではありません（※）が、今回の災害で得られた教訓を踏まえ、保険又は共済加入に替わる取組を実施していただきます。
- ※グループ補助金は全ての災害に必ず措置されるものではなく、平時から自助による事業継続・災害へ備えていただくため、保険への加入を推奨しています。

(4) 定額補助

(問74) 定額補助とはなにか。

- (答) ○ 補助対象者が特定被災事業者に該当する場合、5億円を上限に補助対象経費を全額補助金額とすることができます。
- 補助金額が5億円を超える場合、超えた分の補助率は、中小企業者は3/4以内、中小企業者以外は1/2以内となります。

(問75) 特定被災事業者とはなにか。

- (答) ○ 以下の要件を全て満たす事業者のことをいいます。
- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
 - ② 東日本大震災により被害を受けた以下のいずれかに該当する事業者であって、かつ、国等による東日本大震災からの復旧・復興に向けて実施した支援を活用した事業者
 - ア 地震・津波により、施設・設備に直接被害を受けたこと。
 - イ 直接被害を受けた事業者と取引関係があり、又は風評被害等により業況が悪化したこと。
 - ウ 福島県原子力被災12市町村において事業を再開し、又は県内の他の地域に避難して事業を再開したこと。
 - ③ 次のいずれかに該当する事業者
 - ア 令和3年福島県沖地震又は令和4年福島県沖地震による被災の影響を受ける直前3か月間の売上高が、東日本大震災による被災の影響を受ける直前3か月間の売上高と比較して、20%以上減少している事業者
 - イ 令和3年福島県沖地震発生時又は令和4年福島県沖地震発生時において、厳しい債務状況にあり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み、かつ、認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている事業者
 - ④ 交付申請時又は令和3年福島県沖地震発生時において、東日本大震災からの復旧又は復興に向けた事業活動に係る債務を抱えており、知事が認めた事業者
 - ⑤ 令和3年福島県沖地震又は令和4年福島県沖地震により、施設・設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする事業者

(問76) 要件③のイの中にある「厳しい債務状況」とはなにか。

(答) ○ 次のいずれかに該当し、早急に企業再建を行う必要がある事業者のことをいいます。

- 1 借入債務等が株式会社整理回収機構に譲渡された企業と密接な取引関係を有する事業者
- 2 取引先の業況悪化の影響を受ける等、一定の要件に該当する事業者
- 3 過剰債務の状況に陥っている事業者
- 4 中小企業活性化協議会等の関与の下で事業の再生を行う事業者
- 5 事業資金の借入について、弁済に係る負担の軽減を目的とした条件変更を行っている事業者
- 6 第二会社方式により再生を図る事業者
- 7 過去延滞等によりサービサーに債権が譲渡されている先であって、再生を図る事業者

(問77) 厳しい債務状況の要件の3の「過剰債務の状況に陥っている事業者」とはなにか。

(答) ○ 原則として、令和3年福島県沖地震又は令和4年福島県沖地震被災時の直近の決算期において、次のいずれかの要件を満たす事業者のことをいいます。

- 1 債務超過に陥っている事業者
- 2 繰越欠損を計上している事業者
- 3 次式で判定した年数が15年以上となる事業者
$$\{ \text{有利子負債(短期借入金+長期借入金+社債)} \} \div \{ \text{減価償却後営業利益} \times 1/2 (\text{営業欠損の場合は} 1/2 \text{を乗じない}) + \text{普通減価償却費} \} (\ast 1)$$
- 4 次式で算出した値が正となる事業者
$$\text{長期借入金及び社債の年間返済額} (\ast 2) - \{ \text{減価償却後経常利益} \times 1/2 (\text{経常欠損の場合は} 1/2 \text{を乗じない}) + \text{普通減価償却費} \} (\ast 1) - \text{金融機関調達(予定含む)} (\ast 3)$$

(※1) 試算期で判定する場合は「試算期末からさかのぼって12ヵ月間の損益計算書」を用いて判断する。

(※2) 決算期または試算期末から今後1年間の長期借入金及び社債の年間返済額をいう。

(※3) 決算期末または試算期末から今後1年間の長期借入金及び社債の金融機関調達額(設備資金を除く)をいう。

（問 78）要件③のイの中にある「経営再建等に取り組み」とはなにか。

（答）○ 相応の債務償還能力が認められ、かつ、適切な企業再建計画が策定され、金融機関の協力が得られる等、関係者による支援体制が構築されており、自助努力により企業再建が見込まれる事業者のことをいいます。

（問 79）定額補助を受けるにはどうすればよいのか。

（答）○ 通常の補助金申請書にあわせて、全ての要件を満たすことを示す書類を提出していただきます（詳しくはお問い合わせください）。
○ なお、定額補助を希望しない場合は、これらの書類を提出する必要はありません。

（5）新分野事業について

（問 80）新分野事業とは、どういうものか。

（答）○ 新分野事業とは、被災した従前の施設・設備の復旧に代えて実施する新商品製造ラインへの転換、生産効率向上のための設備導入、従業員確保のための宿舍整備などを行う事業をいいます。
○ 「従前の施設・設備の復旧に代えて」とは、被災した施設・設備の復旧は行わない代わりに、新たな施設・設備の整備を行うことです。
そのため、単に新たな施設等を整備する事業は対象となりません。
○ なお、被災した従前の施設・設備は、必ず、解体（廃棄）する必要があります。

（問 81）新分野事業を行うための要件は何か。

（答）○ 新分野事業を行うための要件は以下の2点です。
① 従前の施設等への復旧では事業再開や被災前の売上まで回復することが困難であること。
② 新分野事業によりさらなる売上回復を目指していること。
○ 上記の2点については、認定経営革新等支援機関による確認を得る必要があります。

（問 8 2）「認定経営革新等支援機関」とはどのような機関か。

（答）○ 認定経営革新等支援機関とは、中小企業・小規模事業者が安心して経営相談等ができるように専門知識や、実務経験が一定のレベル以上の者に対し国が認定する公的な支援機関です。

具体的には、商工会や商工会議所など中小企業支援者のほか、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等が主な支援機関として認定されています。

○ なお、「認定経営革新等支援機関」については、次のホームページに都道府県ごとに掲載されていますので、参考としてください。

（中小企業庁ホームページ）<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>

（問 8 3）新分野事業の場合、補助額に上限はあるのか。

（答）○ 新分野事業に伴う復旧・整備等の場合の補助額は、令和4年福島県沖地震前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率（中小企業者は3/4以内、中小企業者以外は1/2以内）を乗じた額が上限となります。

したがって、実際に行う工事の見積書とは別に原状回復工事の見積書が必要となります。

（問 8 4）新分野事業の例「新商品製造ラインへの転換」はどのような取組みか。

（答）○ 被災前に製造していなかった商品を新たに製造するために、従前の設備への復旧等に代えて、新たな設備を整備することをいいます。

（問 8 5）新分野事業の例「生産効率向上のための設備導入」はどのような取組みか。

（答）○ 需要開拓のための増産体制への対応や利益率向上等を目指し、同じ人員で毎時1,000個製造できる設備から毎時1,500個製造できる設備への更新や、毎時の製造個数は変わらないが人員が少なくて済むなど、生産性向上につながる設備の導入などを想定しています。

（問 8 6）新分野事業の例「従業員確保のための宿舍整備」はどのような取組みか。

（答）○ 新分野事業における新たな取組を行うに際して、宿舍を整備して従業員を確保する必要がある場合、被災した従前の施設等の復旧に代えて新たな宿舍整備を行うことを想定しています。

○ なお、既存の宿舍が被災を受けた場合の復旧整備は、福利厚生施設に該当するため、補助対象とはなりません。

(6) 補助金の変更承認申請について

(問87) どのような場合に変更承認申請が必要か。

(答) ○ 次の①～③に該当する場合には、変更前までに変更承認申請が必要です。

- ①補助事業に要する経費の減少額が10%を超える場合
- ②補助事業に要する経費の区分相互間（施設・設備間）の変更額が20%を超える場合
- ③事業計画の変更を行う場合

- 相続や会社合併等により、交付決定後に事業者が変更となる場合は、変更後の事業者をグループの構成員に追加した上で、変更承認申請を行う必要があります。
- 変更承認申請が必要かどうかは個別に御相談ください。

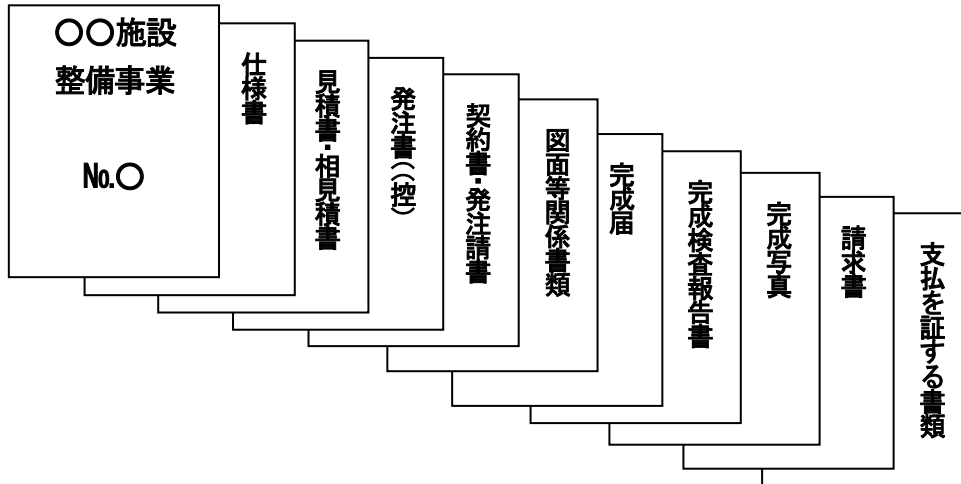
(7) 支払いについて

(問88) 補助対象物件の復旧が完了したため、補助金の支払いを希望しているがどのような手続が必要か

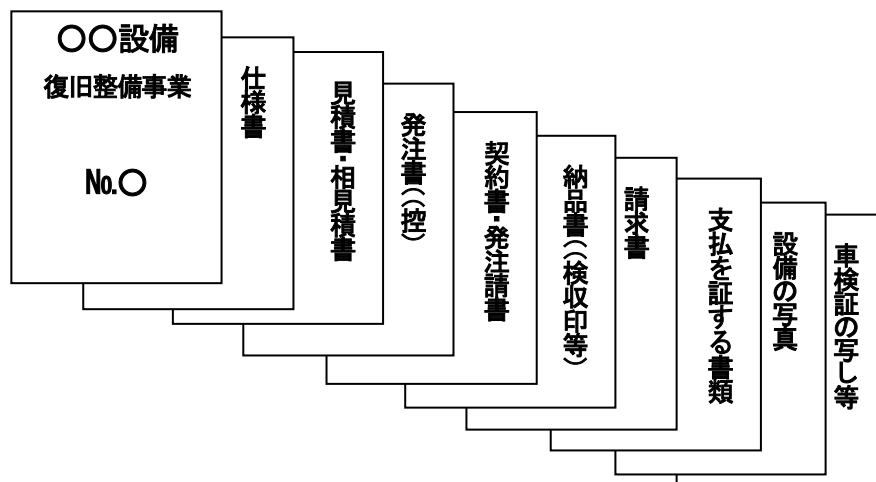
(答) ○ 補助対象物件の復旧が完了して支払を受けるためには、実績報告書(様式第6号)に加えて、以下の資料を準備していただく必要があります。

- ・仕様書、・見積書(相見積書)、・契約書(発注書, 発注請書),
- ・図面(施設に限る)、・完成届(納品書)、・完成検査報告書,
- ・完成写真、・請求書,
- ・支払を証する書類(振込依頼書, 通帳の写し, 領収書)

【参考 支払いに必要な資料(施設)】



【参考 支払いに必要な資料(設備)】



○ 書類が準備できましたら、県の職員が復旧した施設・設備と書類の原本を現地で確認します。

現地での確認が問題なく完了した場合、補助金の支払い手続を行います。

(問89) 補助対象物件3つのうち、1つの復旧が完了したため、その分の支払いを希望しているがどのような手続が必要か。

- (答) ○ 一部の物件の復旧が完了し、その分の支払を受けるためには、概算払いの手続をとることが必要です。
- 概算払い請求をするためには、概算払請求書(様式第7号)に加え、復旧済みの物件に係る各種書類を準備していただく必要があります。
- ※ 提出いただく必要がある各種書類は、30P・問88に記載しているものと同様です。
- 書類が準備できましたら、県の職員が復旧した施設・設備と書類の原本を現地で確認します。
- 現地での確認が問題なく完了した場合、補助金の支払い手続を行います。
- なお、施設の基礎工事のみが完了した場合など、部分的な復旧に対する補助金の支払い(出来高払い)は行いません。

(問90) 交付申請時の見積事業者と実際の施工事業者が変わってもよいか。

- (答) ○ 交付申請時の見積事業者と実際の施工事業者が異なっても構いません。
- ただし、実際の施工を行う際には、2者以上から見積書を取得した上で、見積金額の安い事業者に施工してもらうことが原則となります。

(問91) 設備の入替を行う場合に交付申請時に予定していた設備と異なる設備を導入することは可能か。

- (答) ○ 交付申請時の設備が製造中止により導入できなくなったなど、特別な事情が生じた場合には変更可能です。
- 変更する設備が新分野事業ではなく、単なる復旧である場合、被災時に所有していた設備と規格や性能を比較したメーカー等発行の「設備比較証明書」(任意様式)※が必要となります。
- ※18P・問56参照
- 交付申請時に予定していた設備と異なる設備の導入を検討している場合、個別に御相談ください。

(問92) 実際の支払額が交付決定時の金額より増えてしまったが、補助金は増額となるのか。

- (答) ○ 交付決定額が補助金支払の上限額となりますので、原則として、支払額が増額となっても補助金額は増額とはなりません。
- なお、支払額が減額となった場合には、改めて補助金額を算出し、補助金額の確定を行います。

(問93) 工事契約書(発注書、発注請書)は全て提出が必要か。

- (答) ○ 原則として、全て提出が必要です。
ただし、工事金額が少額の場合など、書面で契約を交わしていない場合などは、改めて契約書を作成する必要はありません。既存の書類で確認ができる書類の写しを提出してください。
○ ただし、工事の実績を確認するための写真(施工前・施工後)や請求書、領収書等の支払いを確認する書類は必要です。

(問94) 補助金専用の元帳や通帳を作成していないがよいか。

- (答) ○ 補助金専用の元帳や通帳については、補助事業により取得した施設・設備の会計管理を他の資産と区別するためにできる限り作成をお願いしているところです。しかし、補助金専用の元帳や通帳を作成していない場合においても、補助金の対象となっている施設・設備の支払状況が確認できる元帳、通帳の写しを御提出いただければ結構です。提出する資料の写しは、その全てではなく、補助金に関係する部分のみで結構です。

(問95) 支払に必要な書類を提出してからどのような流れで補助金が支払われるのか。

- (答) ○ 支払に必要な書類を提出した後の流れは以下のようになります。

精算払の場合	概算払の場合
①事業者から県へ実績報告書等の提出	①事業者から県へ概算払請求書の提出
②県による書類審査及び現地確認	②県による書類審査及び現地確認
③県から事業者へ補助金額の確定を通知	③県から事業者へ補助金の支払い
④県から事業者へ補助金の支払い	

※ 事業者から書類提出を受けてから、県が補助金を支払うまで、通常、概ね2～3か月程度の期間を要します。

【3ヶ月の内訳：書類審査1.5月程度、現地確認～支払い1.5月程度】

- なお、年度末など実績報告書の提出が集中する時期には、通常よりも時間を要する場合があります。

【問合せ先】

区分, グループ類型		提出先 (宛先)
区分	商工業	経済商工観光部 企業復興支援室 企業復興支援第一班 連絡先：022-211-2765
	食品加工業	農政部 食産業振興課 食ビジネス支援班 連絡先：022-211-2812
	農業	農政部 農業振興課 先進的経営体支援班 連絡先：022-211-2833
	水産加工業	水産林政部 水産業振興課 流通加工班 連絡先：022-211-2931
	養殖業	水産林政部 水産業基盤整備課 養殖振興班 連絡先：022-211-2943
	林業	水産林政部 林業振興課 地域林業振興班 連絡先：022-211-2914
	木材産業	水産林政部 林業振興課 みやぎ材流通推進班 連絡先：022-211-2912
グループ類型	商店街型	経済商工観光部 商工金融課 商業振興班 連絡先：022-211-2746

※区分等が不明な場合は、経済商工観光部 企業復興支援室 企業復興支援第一班にお問い合わせください。